

区内のお店の魅力を
発掘・発信

ことみせ

6/1(日)～
スタート



区では、6月1日(日)から、江東お店の魅力発掘発信事業「ことみせ」を開始します。情報誌やホームページにあるクーポンを利用すれば、区内外問わず、どなたでもこの事業に登録したお店で特典が受けられます。また、お店を直接取材し、魅力を発信していきます。なお、「ことみせ」開始に伴い、さざんかカード事業は終了しました。ご利用ありがとうございました。

クーポンの利用で誰にでも特典
お店を直接取材し、情報を発信

▲クーポンを利用するだけで、登録店がさまざまな特典でおもてなし

ことみせとは?

「ことみせ」は区内のお店の魅力を発掘・発信し、お知らせする事業です。

- クーポンを利用すれば、区内外問わず、どなたでも割引やプレゼントの進呈など、そのお店が提供する独自の特典を受けることができます。
- 専門のスタッフが直接取材し、まだ知られていないお店の魅力を「発掘」し、「発信」します。

お店を直接取材し、情報を発信



▲魅力を探して区内を駆け回ります

情報誌「ことみせ」およびホームページ「ことみせ」では、「ことみせスタッフ」の徹底取材によりお店の魅力を紹介します。これまでは言葉や写真に表せなかったそのお店ならではの魅力や、特売・メニューといった買い物・食事等に役立つ情報を積極的に発信していきますので、ぜひご覧ください。

☎ 経済課商業振興係 ☎ 3647-9502、ことみせ事務局 ☎ 5628-0573 [e] info@kotomise.jp

クーポンの利用で誰にでも特典

クーポンは2種類

【ことみせくーぼん】すべての登録店で通年利用できる共通のクーポンです。

【スペシャルクーポン】情報誌への掲載時などに発行される、そのお店だけで使用できる特別なクーポンです。使用できる店舗が限られ、有効期限もあります。【ことみせくーぼん】とは違うよりお得な特典を受けることができます。

【利用上の注意】

- 注文時にお店の方に、情報誌またはホームページから出力したクーポンを渡すか、スマートフォンからクーポン画面を表示し、提示してください。
- 1枚で1人1回限り有効です。
- 他サービスとの併用は各店舗にてお問い合わせください。
- 換金はできません。
- 特典内容によりサービスが終了している場合があります。

情報誌またはホームページから入手

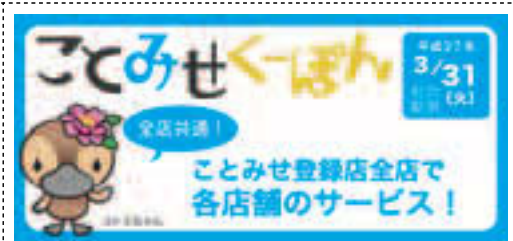
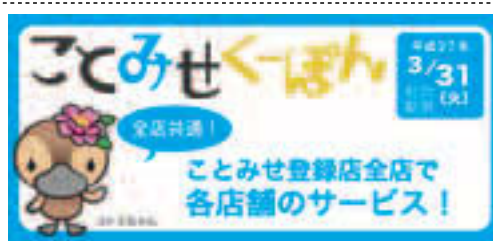
情報誌「ことみせ」は年5回発行(予定)で、第1号は6/30(月)に発行予定です。ホームページ「ことみせ」は6/1(日)に開設しました。クーポンは6/1(日)から利用できます。利用できる店舗と特典内容は、区役所・出張所等で配布する登録店一覧または、ホームページ「ことみせ」でご確認ください。また、下部に「ことみせくーぼん」を添付していますので、ぜひ一度ご利用ください。
 【情報誌配布場所】区役所、出張所、登録店、区内都営地下鉄7駅のパンフレットラックほか [HP] <http://www.kotomise.jp>



▲情報誌「ことみせ」



▲ホームページ「ことみせ」(画像は開発段階のものです)



ことみせくーぼん ※切り離してご利用ください

第1回区議会臨時会が開会される

去る5月23日に第1回区議会臨時会が開かれ、議長選挙、常任・議会運営・特別委員会委員の選任、監査委員(議員選出)の選任同意などが行われました。

委員構成など詳細については、6月11日発行予定の区議会だよりをご覧ください。また、臨時会の様子は、区議会ホームページの「インターネット中継」サイト内に「録画中継」として映像を配信しています。

この他、区議会では、本会議等のインターネット中継(生中継・録画中継)を随時配信していますので、ぜひご覧ください。



議長 榎本雄一(自民)58歳
平成3年から、区議当選6回。企画総務委員長、清掃港湾・臨海部対策特別委員長、議会運営委員長、議員選出監査委員等を歴任。議長は3回目。

退職した方の再就職を支援 住宅支援給付、就労支援を実施中

区では、解雇などにより離職した方で、就労能力と就労意欲のある方に対して、住宅支援給付として賃貸住宅の家賃を支給しながら、常用就職に向けた支援を行っています。

〔支給対象者〕次のすべてに該当する方
①支給申請時において離職後2年以内および65歳未満の方
②離職前に自らの労働により賃金を得て、主として世帯の生計を維持していた方。ただし、離婚等により申請時に世帯の生計の中心者となっている場

合は対象
③就労能力および常用就職の意欲があり、次の3点が実行できる方
・公共職業安定所での職業相談を月2回以上受けること
・区の住宅就労支援員の面接支援を月4回以上受けること
・求人先への応募等を原則週1回以上行うこと
④支給開始後、次の2点のいずれかの支援を受けることができる方(自らの就職活動で就職可能であると区が判断した方を除く)

※敬称略、◎委員長
○副委員長
常任委員会

特別委員会

◆清掃港湾・臨海部対策特別委員会(11人)

- ◎企画総務委員会(9人)
- ◎堀川 幸志(自民)
- ◎関根 友子(公明)
- ◆区民環境委員会(9人)
- ◎板津 道也(50)
- ◎釘 先美彦(自民)
- ◆厚生委員会(9人)
- ◎徳 永雅博(民主)
- ◎赤羽 民雄(共産)
- ◆建設委員会(7人)
- ◎正 保幹雄(共産)
- ◎小嶋 和芳(公明)
- ◆文教委員会(9人)
- ◎磯 野繁夫(公明)
- ◎竹田 将英(自民)

議会運営委員会(10人)

- ◎山本 香代子(自民)
- ◎高村 直樹(公明)

議員選出監査委員

- ◎中 沢 正夫(自民)
- ◎そえや 良夫(共産)

区議会事務局調査係

高橋 めぐみ(自民)
細田 勇(公明)
☎(3647)3548

・就職するために必要な日常生活支援
・ハローワークの実施する就労自立促進事業による支援
⑤住宅を喪失している、または賃貸住宅に居住し、住宅を喪失する恐れがある方
⑥申請日の属する月の世帯の総収入が次の金額未満もしくは以下である方
・単身世帯
84,000円に家賃額(上限53,700円)を加えた額未満
・2人世帯
172,000円以下
・3人以上世帯

172,000円に家賃額(上限69,800円)を加えた額未満
⑦世帯の預貯金の合計額が次の金額以下である方
・単身世帯 50万円
・その他世帯 100万円
⑧国や自治体の実施する類似の貸付または給付金を受けていない方
⑨申請者および同居の親族のいずれかが暴力団員でない方
〔支給額〕次の金額を上限として家賃の実費を支給
○単身世帯 53,700円
○2人以上世帯 69,800円

証明書は自動交付機で 窓口よりも100円お得 夜間・休日発行

証明書自動交付機は、窓口で申請書を記入する必要がなく、休日や夜間にも利用できるため、大変便利です。
自動交付機を利用することができるのは、江東区の住民基本台帳に記録されている方(成年)

被後見人・15歳未満の方は除くです。利用には、「証明書自動交付機カード」または自動交付機の利用登録をした「住民基本台帳カード」が必要です。
〔自動交付機で発行できる証明書〕住民票の写し、印鑑登録証明書

証明書自動交付機 設置場所・利用時間

場所(所在地)	利用時間	利用休止日(※)
区役所	1階 8:30~21:00	年末年始
	2階(2台) 8:30~17:00(水曜は19:00まで)	土・日曜、祝日
出張所(富岡・豊洲・小松橋・大島・砂町・南砂)	8:30~17:00	年末年始
東陽区民館(東陽3-1-2)	8:30~17:00	月曜・祝日・年末年始
深川江戸資料館(白河1-3-28)	9:00~19:00	第2・第4月曜・年末年始ほか
豊洲文化センター(豊洲2-2-18)	9:00~21:00	第2・第4月曜・年末年始ほか
イオン東雲店(東雲1-9-10)	8:30~21:00	年末年始
ミニストップ潮見駅前店(潮見2-6-1)	8:30~21:00	年末年始
カメラアプラザ(亀戸文化センター)内(亀戸2-19-1)	8:30~21:00	休館日
総合区民センター2階(大島4-5-1)	8:30~21:00(第2・第4月曜は17:00まで)	年末年始ほか
東大島図書館(大島9-4-2-101)	9:00~20:00(日曜・祝日は17:00まで)	月曜・第1金曜・年末年始ほか
サンドラッグ東砂店(東砂1-3-38)	10:00~21:00	年末年始
江東図書館(南砂6-7-52)	9:00~20:00(日曜・祝日は17:00まで)	月曜・第1金曜・年末年始ほか

※上記のほか機器の保守点検等により、利用できないことがあります。

※住宅支援給付支給額は直接、入居住宅の貸主等に振り込まれます。
〔支給期間〕支給申請の属する月以降から開始し、原則3か月間。ただし支給対象者③で掲げる条件を誠実に実施している方は、3か月延長可。さらに、④の支援を継続して受けている場合は、3か月再延長可。
〔必要書類〕
○本人確認書類
(運転免許証、健康保険証、住民票の写し、戸籍謄本等)
○離職関係書類

〔収入関係書類(給与明細、年金の通知等)〕
○収入関係書類(給与明細、年金の通知等)
○預貯金関係書類(通帳等)

〔深川地区および東砂6〜8丁目、南砂、新砂の方の問合先〕保護第一課(区役所2階24番) ☎(3647)8487
〔城東地区のうち亀戸、大島、北砂、東砂1〜5丁目、夢の島、新木場、若洲の方の問合先〕保護第二課(総合区民センター1階) ☎(3637)3741

〔2年以内に離職したことが確認できる書類)〕
○収入関係書類(給与明細、年金の通知等)
○預貯金関係書類(通帳等)

〔深川地区および東砂6〜8丁目、南砂、新砂の方の問合先〕保護第一課(区役所2階24番) ☎(3647)8487
〔城東地区のうち亀戸、大島、北砂、東砂1〜5丁目、夢の島、新木場、若洲の方の問合先〕保護第二課(総合区民センター1階) ☎(3637)3741

明書(印鑑登録済の本人分のみ)、課税・非課税証明書(現年度分・本人分のみ)
〔自動交付機による発行手数料〕証明書1通につき200円(窓口発行手数料は300円)
〔自動交付機の設置場所・台数〕上表のとおり
自動交付機カードの交付
自動交付機を利用するための専用カードです。
※申請時に官公署発行の写真身分証明書(パスポートや運転免許証)等を持参された場合は、即日交付します。お持ちでない場合は窓口での申請後、照会書を自宅に郵送します(郵便事情により日数がかかります)。照会書が届きましたら、照会書と本人確認できる書類を持参し、再度窓口までお越しいただき、交付となります。
※カードの申込と受け取りは必ずご本人がお越しください。
〔費用〕無料
〔本人確認できる書類を持参し、区民課証明係(区役所2階4番)または各出張所へ) 6月8日(日)午後5時、自動交付機の休止
6月8日(日)の午後5時、終日、税証明の発行年度の切り替えのため、区内すべての交付機は利用できません。証明書が必要な方は、事前にご準備ください。※6月9日(月)から、交付機より発行される(非)課税証明書は26年度になります。
区民課証明係 ☎(3647)3164

住民税 年金からの引き落とし (特別徴収)

新たに対象となる方は10月支給分から開始

公的年金等を受給している方で、年金から住民税の引き落とし(特別徴収)となる方は、次の方法で引き落としを行います。

【対象となる方】平成25年中に公的年金等の支払いを受けた方のうち、平成26年4月1日に老齢基礎年金等を受給している65歳以上の方で、介護保険料が特別徴収されている方

※次の方は対象となりません
○老齢基礎年金等の年額が18万円未満の方
○老齢基礎年金等から所得税額、介護保険料、国民健康保険料および後期高齢者医療保険料

【対象となる税額】公的年金等の所得にかかると住民税額(所得割額と均等割額)
【徴収方法】平成26年度の公的年金支払い時に、日本年金機構等が特別徴収義務者として特別徴収し、各市区町村に納入します。
【昨年度から引き続き対象の方】4月・6月・8月に支給された年金から平成26年2月に徴収された税額と同額を引き落とし(仮徴収)。また、平成26年度の公的年金等に係る年税額から4月・6月・8月に徴収され

た額を差し引いた残額を3回に分割し、10月・12月・平成27年2月の年金から特別徴収します(本徴収)。
【今年度新たに対象となる方】納めていただくべき公的年金等にかかる年税額の2分の1に相当する額を6月・8月に納付書や口座振替によりご自身で納めていただき(普通徴収)、残額を10月・12月・平成27年2月の年金から引き落とします(特別徴収)。

27年2月2日(月)(第四期)で課税課
☎(3647)80011
2・8004

公的年金からの住民税の徴収方法

新たに対象となる方	
徴収月	6月・8月
徴収額	各月、年税額の1/4
方法	納付書や口座振替による(普通徴収)
昨年度から引き続き対象の方	
徴収月	4月・6月・8月
徴収額	各月、今年2月と同額(仮徴収)
方法	年金からの引き落とし(特別徴収)

特別区民税(普通徴収)、軽自動車税の納付が便利に
4月からお送りしている納付書では、クレジットカードやATMなどで納付ができます。詳細は、区ホームページに掲載していますので、ぜひご覧ください。新しい納付方法をご利用ください。

納付方法の拡充を図り、皆さんの利便性の向上に努めていきます。

今後とも納期限内の納付にご協力をお願いします。

納税課課税推進係
☎(3647)2063

介護保険料が決定 65歳以上の方に通知書を送付 6/11(水)送

平成26年度の年間保険料額が、6月に確定する住民税の合計所得金額に基づき決定します。6月11日(水)に「介護保険料決定通知書」を、65歳以上の方全員に送付します。詳細は、同封する介護保険だよりをご覧ください。

【普通徴収】特別徴収対象者以外の方は、納付書や口座振替等による納付となります。前分として6月10日分の納付書をお送りしますので、各月の末日(末日が金融機関等の休業日の場合は翌営業日)までにお支払いください。

【特別徴収】老齢・退職年金、障害年金および遺族年金を年額18万円以上受給している方は、保険料を年金からの差し引きで納めていただきます。

ただし、65歳になられたばかりの方、他の市区町村から江東区へ転入された方等は、しばらくの間、普通徴収で納めていただきます。

※特別徴収対象者は、ご本人の希望による納付方法の変更はできません。

【普通徴収】特別徴収対象者以外の方は、納付書や口座振替等による納付となります。前分として6月10日分の納付書をお送りしますので、各月の末日(末日が金融機関等の休業日の場合は翌営業日)までにお支払いください。

【特別徴収】老齢・退職年金、障害年金および遺族年金を年額18万円以上受給している方は、保険料を年金からの差し引きで納めていただきます。

ただし、65歳になられたばかりの方、他の市区町村から江東区へ転入された方等は、しばらくの間、普通徴収で納めていただきます。

※特別徴収対象者は、ご本人の希望による納付方法の変更はできません。

【普通徴収】特別徴収対象者以外の方は、納付書や口座振替等による納付となります。前分として6月10日分の納付書をお送りしますので、各月の末日(末日が金融機関等の休業日の場合は翌営業日)までにお支払いください。

【特別徴収】老齢・退職年金、障害年金および遺族年金を年額18万円以上受給している方は、保険料を年金からの差し引きで納めていただきます。

ただし、65歳になられたばかりの方、他の市区町村から江東区へ転入された方等は、しばらくの間、普通徴収で納めていただきます。

※特別徴収対象者は、ご本人の希望による納付方法の変更はできません。

【普通徴収】特別徴収対象者以外の方は、納付書や口座振替等による納付となります。前分として6月10日分の納付書をお送りしますので、各月の末日(末日が金融機関等の休業日の場合は翌営業日)までにお支払いください。

【特別徴収】老齢・退職年金、障害年金および遺族年金を年額18万円以上受給している方は、保険料を年金からの差し引きで納めていただきます。

ただし、65歳になられたばかりの方、他の市区町村から江東区へ転入された方等は、しばらくの間、普通徴収で納めていただきます。

平成26年度各種税証明 6月9日(月)から発行

平成26年度の特別区民税・都民税の課税・非課税・納税証明は、6月9日(月)から区役所区民課総合窓口(2階4番)、各出張所取り扱います。証明書自動交付機では、現年度(平成26年度)の非課税・課税証明のみ取り扱います。税証明の交付申請をされる方は、本人を確認できる身分証明書などをご持参ください。

なお、交付申請を代理の方が行う場合は、依頼人自筆の委任状(押印のこと)と代理人の身分を証明するものが必ず必要ですのでご注意ください。

また、都営住宅居住者の収入報告のための提出資料として、課税証明書の代わりに、税額決定通知書(本書に限る)をご利用になれます。

課税課税係
☎(3647)8004

委任状の記載例

委任する方がすべてご記入ください

委任状
江東区長 殿 平成 年 月 日

委任者 住 所 _____
証明する年度の 1月1日の住所 _____
氏 名 _____ (印)
屋間の連絡先 _____

私は、下記の者を代理人として、委任事項欄の権限を委任します。

委任事項：平成 年度 住民税課税・非課税証明 _____ 通
平成 年度 住民税 納税証明 _____ 通

代理人 住 所 _____
氏 名 _____
生年月日 M・T・S・H 年 月 日 男・女

で支える制度です。保険料を納めないでいると、滞納期間に達して、介護サービスを利用する際に利用者負担が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費が支給されなくなるなどの措置がとられる場合があります。納付が困難な場合は、分割納付等の納付相談をご利用ください。

なお、徴収嘱託員が保険料未納世帯を直接訪問する場合があります。徴収嘱託員は江東区の発行する身分証明書を必ず携帯しています。

病気療養中等で外出が困難な方には、ご自宅まで徴収に伺いますので、介護保険課までご連絡ください。

介護保険資格保険料係
☎(3647)9493

区政取組線

区長室から



江東区長 山崎孝明

地域の連携で災害に備えます。

学校避難所運営協力本部連絡会

先月5日、こどもの日の早朝に起こった地震には驚きました。首都直下地震の発生が言われている中、ついに来たかと気を引き締めましたが、都内では千代田区の震度5弱が最大震度で、本区では震度4を記録したものの大きな被害もなく、ほっと胸をなで下ろしました。

東日本大震災から3年が経ち、皆さんのなかにはあの記憶が徐々に薄れてきてはいませんか。いざという時の安全確保は、まずは自分自身で身を守る「自

助」。次に近隣の助け合い「共助」が大切です。この共助の力を一層高めるため、区では昨年度より、学校の避難所を中心とした、災害時の地域連携の仕組みづくりに取り組んでいます。地域の関係団体や学校の職員、区の職員等が集まって「学校避難所運営協力本部連絡会」を学校ごとに立ち上げました。この場で災害が発生した場合の役割分担など、より具体的な動きの確認をしています。自然災害は避けられませんが、事前の対策

を講じ、被害を軽減する事は可能です。地域の力を合わせて発災時の被害を最小に抑え、人々をまを守るのです。皆さんのご理解と協力をお願いします。さて、6年後のオリンピック・パラリンピック開催にあたり、本区内には17の競技場が配置される予定です。そこで現在、本大会後も見据えたまちづくりや「おもてなし」などを検討しています。そして、今後私はぜひとも、区民の皆さんの生の声を直接伺いする機会を設けたいと考えています。詳細が決まれば改めてお知らせしますのでどうぞご期待ください。

皆さんの知恵と協力をいただきながら、みんなで一緒にこの大会を成功させましょう。

【特別徴収】老齢・退職年金、障害年金および遺族年金を年額18万円以上受給している方は、保険料を年金からの差し引きで納めていただきます。

凡例 時日時 場所 集集合 対象・定員 費用 内容 師講師 保一時保育 縮縮切日 申申込 問問合先 HPホームページ Eメール

江東区 区政モニターにご協力を

対象者(無作為抽出)には 6月上旬に通知を送付

江東区政モニターは区民の皆さんの区政に関する意見や要望などをお聴きし、今後の施策に生かすために行うものです。区民参加型の区政の推進のため、ぜひご協力ください。

任期は委嘱の日から平成27年3月末日までです。

対象は、20歳以上の区民の方から、無作為抽出で選んだ60

0人の方です。対象となられた方には、6月上旬に通知を送ります。区政モニターにご協力いただける方は、同封の承諾書に記入のうえ、ご返送いただきますよう、ご協力をお願いします。

☎ 3647-2364
FAX 3647-9635

6月は食育月間

標語や調理実習などを通じ食育普及

江東区食育推進計画を改定

食育とは、生涯にわたって健康に過ごせるよう、食に関する知識やマナー、食べ物に感謝する心を身に付け、健康的な食生活を実践するための取り組みです。

区では平成26年3月、「みんなが楽しく食べて元気な心と体をつくります」を基本理念とした江東区食育推進計画を改定しました。「周知から実践へ」をテーマに生活習慣病の予防につながる食育をライフステージに応じて推進し、基本理念の実現を目指します。また、区で取り



食育標語の優秀賞が決定

食育の推進にあたり、皆さんに関心を持っていただくため、区内小中学生から「野菜を食べ

小学生部門優秀賞

かかさずに
やさいをたべれば
金メダル

扇橋小 稲垣和彌さん
他8人入賞

中学生部門優秀賞

味わおう
季節の味を
野菜から

砂町中 立川麻衣さん
他6人入賞

ベランダガーデニング講座

江東区を緑でいっぱいにしよう

区では、ベランダでのガーデニングを通してコミュニケーションづくりを進める講座を年4回シリーズで開催します。第1回は、マナーを守ってベランダでハーブを楽しく育てる方法を学びながら、参加者同士の交流を深めます。緑の中の都市づくりにあな

なたも参加してみませんか。
時 7月7日(月)・24日(木)
31日(木)午後2時~4時(全3回) 場 亀戸文化センター(カメリアプラザ6階)(亀戸2-19-1) ※24日(木)のみ青少年センター(亀戸7-41-16)
区内在住で16歳以上の全回参加できる方25人(抽選)
費 3,000円(材料費等)

よう!」をテーマにした、親しみやすくわかりやすい食育標語を1月に募集しました。小学生部門2,709点、中学生部門2,378点、計5,087点の応募の中から、審査の結果、各部門の優秀賞と入賞を決定しました。受賞作は、区ホームページに掲載しています。

健康推進課栄養指導担当
☎ 3647-6713

食育応援講座

地域のさまざまな食育活動をお手伝いします。ご希望に応じた内容でお話や調理実習など楽しく実施します。
☎ ニュー例

深川保健相談所 ☎ 3641-1181
深川南部保健相談所 ☎ 5632-2291
城東南部保健相談所 ☎ 5606-5001

亀戸・大島地区「パートタイム」

就職面接会 企業の担当者と直接面接

6/25(水)

区では、パート就労にかかる合同面接会をハローワーク木場と共催します。今回の就職面接会では、亀戸・大島地区に就業場所がある企業10社程度が参加し、その企業の担当者と、直接面接ができます。

※参加企業はおおむね開催日1週間前にハローワーク木場ホームページ(HP) <http://tokyo-hellowork.site.mhlw.go.jp/list/kiba.html> で紹介します。
受付時間 6月25日(水) 午後1時半~3時半
場 商工情報センタービジネスホール(カメリアプラザ9階)(亀戸2-19-1)
人 パートタイム就労を希望する

いちばん優しい事業承継セミナー入門編

後継者の選定・育成や資産の引き継ぎ方法を解説

7/2(水)

社会情勢の変化により、中小企業の事業承継がうまくいかず、事業を続けていけない場合があります。「何から手をつけていいかわからない」、「あと継ぎはどうしよう?」、「会社の株式・不動産はどうなるの?」このような疑問を抱えています。この準備をするのに早すぎることは

ありません。今回は入門編として、事業承継・相続の専門家が、家族会議の行い方・後継者の選定と育成・目に見えない資産の引き継ぎ方法をわかりやすく解説します。参加者には「事業承継ノート」を差し上げます。
時 7月2日(水) 午後2時~4時 場 産業会館2階第1会議

いっしょにお料理団 参加者募集

見て、触って、「食」への関心を高めよう

小学生を対象としたこともだけの料理講座です。まるごと一匹の魚介類、葉や茎、皮がついたままの野菜など、普段触れる機会が少なくなっている食材を活用します。実際に触って、においをかいで、食材の色のヒミツなども楽しく学びながら、「食」や料理に対する興味・関心を高めましょう。

最終回に保護者見学会を予定しています。希望者は実費(300円程度)負担で子どもたちが作った料理を試食できます。
時 7月6日・13日・20日(日曜全3回) 午前10時半~午後1時半 場 男女共同参画推進センター 小学3・6年生24人(全回参加できる方および未受講者を優先し、抽選) 費 教材

る方 費 無料 内 事務系・軽作業等、求人のある企業によるパート就職面接会持ち物 履歴書(写真貼付)。面接は複数受けられますので面接を希望する社数分用意ください(コピー可)
☎ 3647-2331
☎ 3647-2331
「求人企業に関すること」
ハローワーク木場事業所第一部 門 ☎ 3643-8605
室(東陽4-5-18) 人 区内に事業所を有する中小企業の経営者または従業員20人(申込順) 費 無料 師 内藤博(中小企業診断士)
☎ 3647-2332
☎ 3647-8442
e 0602020@city.koto.lg.jp
費 2,200円(全3回分)
師 田口成子(料理研究家・おさかなマイスター)
☎ 6月19日(木) 必着
☎ 6月5日(木) から電話、窓口またはファクス、はがきに
①講座名②氏名・フリガナ③学年④性別⑤郵便番号・住所⑥電話番号⑦ファクス番号を記入し、〒135-0011扇橋3-22-2(パルシテイ江東内) 男女共同参画推進センターへ※区ホームページからも申込できます
☎ 5683-0341
FAX 5683-0340